

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第346号)

平成16年12月22日

横情審答申第346号

平成16年12月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成15年9月2日建監第116号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市港北区高田西 - - の一部及び - に存在する建築基準法  
違反事件措置依頼書及び添付図書」の非開示決定に対する異議申立てについ  
ての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市港北区高田西 - - の一部及び - に存在する建築基準法違反事件措置依頼書及び添付図書」を非開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市港北区高田西 - - の一部及び - に存在する建築基準法違反事件措置依頼書及び添付図書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年5月13日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号、第5号及び第6号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

なお、本件申立文書は、建築基準法違反事件措置依頼書（平成15年4月10日受付第号。以下「措置依頼書」という。）、建築物等検査関係指導調書（以下「指導調書」という。）、目次、検査・指導経過書（平成14年11月13日第1回の陳情を受けた内容。以下「検査・指導経過書」という。）、案内図、配置図、1～3階平面図、立面図、断面図、公図、土地謄本、遠景写真、建築相談票、第1回の開示請求書（平成14年11月22日付。以下「第1回の開示請求書」という。）、第1回の情報開示した建築相談票（平成14年11月22日付。以下「第1回の情報開示した建築相談票」という。）、工事監理者より提出された変更届（平成15年1月23日付。以下「変更届」という。）、完了検査申請書（平成15年1月27日完了検査。以下「完了検査申請書」という。）、第2回目の陳情（平成15年2月20日。以下「第2回目の陳情」という。）、第2回の開示請求書（平成15年4月3日付。以下「第2回の開示請求書」という。）及び是正勧告書（平成15年4月9日付。以下「是正勧告書」という。）で構成される。

## (1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち措置依頼書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業、現場敷地地名地番並びに関係者氏名、指導調書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業、現場敷地地名地番、設計者氏名、工事監理者氏名並びに施工者氏名、検査・指導経過書に記録されている氏名、建築相談票に記録されている相談者の住所、氏名及び電話番号、第1回の情報開示した建築相談票に記録されている建築主の住所及び氏名、第2回の開示請求書に記録されている開示請求者の住所、氏名及び電話番号並びに是正勧告書に記録されている被勧告者の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、当該情報から、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、本号に該当し非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち1～3階平面図に記録されている各階平面及び断面図に記録されている断面については、公にすることにより、設計者の技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当し非開示とした。

また、指導調書に記録されている設計者及び工事監理者の法人名、住所、電話番号、登録番号及び免許番号並びに施工者の法人名、住所、電話番号及び登録番号、検査・指導経過書に記録されている設計者の法人名及び施工者の法人名、土地謄本に記録されている所有者の氏名及び住所、建築相談票に記録されている建築主の住所、氏名及び電話番号、第1回の情報開示した建築相談票に記録されている建築主の住所及び氏名、変更届に記録されている建築主の住所及び氏名、建築場所、設計者の法人名、住所、電話番号、登録番号及び免許番号、工事監理者の法人名、住所、電話番号及び免許番号並びに施工者の法人名、住所及び電話番号、完了検査申請書に記録されている申請者氏名及び工事監理者氏名並びに第2回目の陳情の添付資料に記録されている法人名、役員名、住所、電話番号及びファックス番号については、処分が確定していない段階であることから、法人の名誉、社会的評価等が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあり、あわせて本号アに該当し非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち1～3階平面図に記録されている各階平面及び断面図に記録されている断面については、家屋内部の間取り等の表記があり、公にすることにより、家屋の構造等が明らかにされ、使用者等が犯罪の被害者となるおそれがあることから本号に該当する。

また変更届に記録されている建築主印の印影並びに完了検査申請書に記録されている申請者印及び工事監理者印の印影は、個人印又は法人代表者印の印影が押印されており、特定の個人又は法人等の財産の保護に支障が生ずるおそれがあることから、あわせて本号に該当し非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第5号の該当性について

本件申立文書は、市内部での違反状況や指導に関する率直な意見交換や対応が含まれており、また、処分が確定していない段階であることから、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、本号に該当し非開示とした。

(5) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書は、処分が確定していない段階であることから、公にすることにより、今後の適正な是正指導に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当し非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分のうち、非開示決定処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 諸手続きの進捗に伴い、開示される可能性が生じると予測できるため、また逆に本件異議申立てを行うことにより、諸手続きが進捗する可能性が予測できるため。
- (3) 本件申立文書については、既に建築計画概要書等において公表されている情報もあるので、それらに関する情報は開示を拒む法益を有しない。
- (4) 行政訴訟やマスコミ等に掲載すると、実施機関は命令等の行政処分をするケースであり、行政裁量の幅が広すぎることに疑問を感じる。

#### 5 審査会の判断

(1) 建築監察に係る事業について

建築局建築指導部監察指導課（当時は建築監察課。以下「監察指導課」という。）では、各方面別建築事務所からの措置依頼書に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。）に違反する建築物の所有者、占有者及び工事施工者等に対して、是正指導及び建築基準法第9条の規定に基づく是正措置命令等の処分を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市建築局北部建築事務所（以下「北部建築事務所」とい

う。)が、違反発見から是正初期指導までの経緯とともに収集・取得した参考資料を添えて、建築指導部長あて是正措置命令等の処分を求めるため監察指導課に提出した文書であって、措置依頼書並びに関係資料としての指導調書、目次、検査・指導経過書、案内図、配置図、1～3階平面図、立面図、断面図、公図、土地謄本、遠景写真、建築相談票、第1回の開示請求書、第1回の情報開示した建築相談票、変更届、完了検査申請書、第2回目の陳情、第2回の開示請求書及び是正勧告書で構成されている。

(3) 条例第7条第2項第5号及び第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号では、「市の機関・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ウ 実施機関は、本件申立文書について、行政処分が確定していない段階であることから、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であるとして本項第5号に該当するとし、また、今後の適正な是正指導に支障を及ぼすおそれがあることから本項第6号に該当するとして文書全体を非開示としている。

エ 本件処分の妥当性について検討するため、平成16年7月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、以下のとおり説明があった。

(ア) 是正命令等の処分を行う前に開示されると、是正指導の際の事情聴取において、違反者から率直な意見が得られなくなること及び開示すると周辺情報や陳情理由など北部建築事務所から提出される措置依頼書の記載が通り一遍となることなど、行政の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であることから、本項第5号に該当し本件申立文書全体を非開示とした。

(イ) 監察指導課においては、建築基準法及び都市計画法に基づく違反建築物の取締

り業務を行っているが、建築基準法においては、是正命令等の処分をした場合に公表しており、行政指導の段階で開示すると次のような行政運営上の支障があることから、本項第6号に該当し本件申立文書全体を非開示とした。

(ウ) 違反者が是正意欲を低下させたりして、行政指導の実効性が損なわれるなど円滑な是正指導が困難となる。

また、開示することにより処分を受ける可能性の有無がわかってしまい、違反の助長を生むなど是正指導への悪影響がある。

違反建築物に対する是正指導等は、周辺住民の通報によることが多く、違反者は通報されたとの被害者意識を持ち、かたくなな態度や過剰な自己防衛をするなど円滑な是正指導ができなくなる。

(イ) 本件申立文書の事例は、その後の是正指導により是正が完了したものであるが、本件請求が北部建築事務所から措置依頼を受けた時点であるため、開示することにより違反の事実のみの情報が公表され、是正されたことの開示がなされず、違反者に対する正当な評価が行えないこととなり、行政運営上の支障がある。

オ 前記エの事情聴取を踏まえ、当審査会で実施機関の非開示決定の妥当性について検討を行った。

まず、本項第5号の該当性についてであるが、実施機関は是正命令等の行政処分が確定していない段階であることから本号の該当性を主張している。

そもそも是正命令等の行政処分を行うケースは非常にまれであり、是正指導等の行政指導で完結する場合が大半である現実を勘案すると、行政指導で完結する建築基準法違反建築物の関係文書はいつまでも開示されないこととなること及び本件申立文書に記録されている事案においては行政指導によって、行政内部の意思決定は既に完了していると考えられることから、審議、検討又は協議に関する情報を非開示にするという趣旨に反し、本号の該当性を認めることはできない。

カ 次に、本項第6号の該当性についてであるが、是正指導の現実的な行動、関係者との折衝及び陳情者に関する情報等が詳細に記録されている部分が開示されると、確かに実施機関が主張するように、処分を受ける可能性の有無がわかってしまい違反の助長を生むことや違反者、陳情者及び周辺住民との関係において是正指導への悪影響が生じる可能性は否定できない。

しかしながら、実施機関は本号の該当性が本件申立文書全体に及ぶと主張していることから、当審査会が実施機関に本号の具体的な支障箇所及び理由を示す資料の

提出を求め、その資料をもとに本件申立文書を見分し、本号に該当する箇所を個別に判断した。

- (ア) 措置依頼書の「依頼するに当たっての建築事務所の所見」欄には、北部建築事務所の違反建築物に対する是正指導の具体的な所見が記録されており、本件請求が北部建築事務所から措置依頼を受けた時点であったことを勘案すると、監察指導課でこれから指導を行うにあたり、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあったこと及び今後の是正指示・指導の対応の傾向を把握されることから、本号に該当する。

措置依頼書の「措置依頼に対する監察課への助言等」欄には、周辺情報や陳情者に対する情報が記録されており、周辺住民に誤解を与えたり、陳情者に不信感及び誤解を与えたりするなど、開示することにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

措置依頼書の「陳情の具体的内容」及び「陳情に対する監察課への助言」欄には、陳情者に関する情報が記録されており、開示することにより、陳情者等に不信感及び誤解を与えるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

- (イ) 検査・指導経過書には、陳情や事情聴取の具体的対処の記録が詳細に記されており、開示することにより、対応状況の傾向が判明したり、陳情者等に不信感及び誤解を与えたりするなど事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

- (ウ) 建築相談票の「相談内容」欄（ただし、「調査結果」欄に記入された相談内容を含む。）には、陳情者についての関連情報が記録されているため、開示することにより、陳情者等に不信感及び誤解を与えるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

- (エ) 前記(ア)から(ウ)以外については、客観的事実及び定型的な事項が記録されている部分等であって、開示することによる具体的な行政運営上の支障が認められないものであり、本号該当性を認めることができない。

- (4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することは

できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち措置依頼書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業、現場敷地地名地番並びに関係者氏名、指導調書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業、現場敷地地名地番、設計者氏名、工事監理者氏名並びに施工者氏名、検査・指導経過書に記録されている氏名、建築相談票に記録されている相談者の住所、氏名及び電話番号、第1回の情報開示した建築相談票に記録されている建築主の住所及び氏名、第2回の開示請求書に記録されている開示請求者の住所、氏名及び電話番号並びに是正勧告書に記録されている被勧告者の住所及び氏名は、本号に該当すると主張している。

ウ 本件申立文書において、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち検査・指導経過書に記録されている氏名については、前記(3)で述べたように条例第7条第2項第6号に該当し、検査・指導経過書全体を開示しないことができるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

エ 本件申立文書のうち措置依頼書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業、現場敷地地名地番並びに関係者氏名、指導調書に記録されている建築主の住所、氏名、電話番号及び職業並びに現場敷地地名地番、建築相談票に記録されている相談者の住所、氏名及び電話番号、第1回の情報開示した建築相談票に記録されている敷地地番（実施機関は、建築主の住所としている。）及び建築主氏名、第2回の開示請求書に記録されている開示請求者の住所、氏名及び電話番号並びに是正勧告書に記録されている被勧告者の住所及び氏名は、個人に関する情報であって、当該情報から、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

また、実施機関が本号の該当性を主張していないが、本件申立文書のうち建築相談票に記録されている建築主氏名及び敷地地番、変更届に記録されている建築主の住所及び氏名、建築場所並びに建築主印の印影、完了検査申請書に記録されている申請者氏名及び申請者印の印影、第2回目の陳情に記録されている開示請求者の氏名及び電話番号並びに是正報告書に記録されている建築物の所在は、個人に関する情報であって、当該情報から、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、当審査会が本号本文に該当すると判断した。

なお、実施機関が本号該当性を主張している本件申立文書のうち指導調書に記録されている設計者氏名、工事監理者氏名及び施工者氏名は、後述する(5)条例第7条第2項第3号アの該当性において判断する。

これに対して、申立人は、意見書の中で既に建築計画概要書等において公表されている情報もあるので、それらに関する情報は開示を拒む法益を有しないと主張している。前記で本号本文に該当するとした情報が、本号ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかを検討する。

当審査会が確認したところ、建築計画概要書は建築基準法第93条の2の国土交通省令で定める書類であって、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないものにあたり、実施機関においては各方面別の建築事務所で一般の閲覧に供されている。そして、前記で本号本文に該当するとした情報のうち建築主の住所、氏名及び電話番号並びに現場敷地地名地番についての情報は、この建築計画概要書に記録されていることが認められることから、法令等の規定により公にされている情報と考えられ本号ただし書アに該当し、当該情報並びに当該情報と同様の情報と考えられる建築主印の印影、申請者氏名、申請者印の印影、被勧告者の住所及び氏名並びに建築物の所在は開示すべきである。

なお、前記で本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書イ及びウの規定に該当しない。

(5) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち1～3階平面図に記録されている各階平面及び断面図に記録されている断面については、本号アに該当するとして非開示としている。

また、指導調書に記録されている設計者及び工事監理者の法人名、住所、電話番号、登録番号及び免許番号並びに施工者の法人名、住所、電話番号及び登録番号、

検査・指導経過書に記録されている設計者の法人名及び施工者の法人名、土地謄本に記録されている所有者の氏名及び住所、建築相談票に記録されている建築主の住所、氏名及び電話番号、第1回の情報開示した建築相談票に記録されている建築主の住所及び氏名、変更届に記録されている建築主の住所及び氏名、建築場所、設計者の法人名、住所、電話番号、登録番号及び免許番号、工事監理者の法人名、住所、電話番号及び免許番号並びに施工者の法人名、住所及び電話番号、完了検査申請書に記録されている申請者氏名及び工事監理者氏名並びに第2回目の陳情の添付資料に記録されている法人名、役員名、住所、電話番号及びファックス番号については、あわせて本号アに該当するとして非開示としているので、その妥当性を検討する。

ウ 本件申立文書において、実施機関が本号アに該当するとして非開示とした情報のうち検査・指導経過書に記録されている設計者(法人名)及び施工者(法人名)については、前記(3)で述べたように条例第7条第2項第6号に該当し、検査・指導経過書全体を開示しないことができるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

エ 本件申立文書のうち1～3階平面図に記録されている各階平面及び断面図に記録されている断面については、公にすることにより、設計者の技術的ノウハウが明らかとなり、法人の事業活動が損なわれ正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

オ 本件申立文書のうち指導調書に記録されている設計者及び工事監理者の法人名、住所、電話番号、登録番号及び免許番号並びに施工者の法人名、住所、電話番号及び登録番号、変更届に記録されている設計者の法人名、住所、電話番号及び免許番号、工事監理者の法人名、住所、電話番号及び免許番号並びに施工者の法人名、住所及び電話番号並びに完了検査申請書に記録されている工事監理者氏名については、建築基準法第93条の2の規定により本件請求の対象となっている敷地地番の建築計画概要書によって公表されている。このことは、建築計画概要書に記載されていることをもって当該設計者、工事監理者及び工事施工者は、その法人(事業を営む個人を含む。)の本来業務をその法人の責任においてなすことを広く一般に公表しているものと考えられることから、本号アに該当しない。

また、実施機関が条例第7条第2項第2号の該当性を主張していた本件申立文書のうち指導調書に記録されている設計者氏名、工事監理者氏名及び施工者

氏名についても、当審査会が本号アに該当しないと判断した。

ただし、第2回目の陳情の添付資料に記録されている法人名、役員名、住所、電話番号及びファックス番号を含む簡略な案内図は、建築主の職業に係る情報であり開示することにより、法人の名誉、社会的評価が損なわれ、社会的活動の自由等が損なわれると認められ、本号アに該当する。

なお、実施機関が本号該当性を主張している本件申立文書のうち建築相談票に記録されている建築主の住所、氏名及び電話番号、第1回の情報開示した建築相談票に記録されている建築主の住所及び氏名、変更届に記録されている建築主の住所及び氏名、建築場所並びに完了検査申請書に記録されている申請者氏名については、前記(4)で述べたように条例第7条第2項第2号において判断し、土地謄本に記録されている所有者の氏名及び住所については、本号該当性は認められない。変更届に記録されているとする設計者の登録番号については、実施機関が本号該当性を主張しているが、そのような記録は存在しない。

(6) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち1～3階平面図に記録されている各階平面、断面図に記録されている断面、変更届に記録されている建築主印の印影並びに完了検査申請書に記録されている申請者印及び工事監理者印の印影は、本号に該当するとして非開示としている。

ウ 本件申立文書において、実施機関が本号に該当するとして非開示とした情報のうち1～3階平面図に記録されている各階平面及び断面図に記録されている断面については、前記(5)で述べたように条例第7条第2項第3号アに該当し、開示しないことができるとしたものであるから、本号の該当性について改めて判断するまでもないため、その余の部分について、以下検討する。

本件申立文書のうち完了検査申請書に記録されている工事監理者印の印影は、法人代表者印の印影であることが認められ、これら印影を公にすると、偽造されるなど第三者に悪用されて当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当する。

また、実施機関が主張していないが、本件申立文書のうち変更届に記録され

ている工事監理者印及び設計者印の印影は、法人代表者印の印影であることが認められ、これら印影を公にすると、偽造されるなど第三者に悪用されて当該法人の財産等の保護に支障が生ずるおそれがあるため、当審査会が本号に該当すると判断した。

なお、実施機関が本号該当性を主張している本件申立文書のうち変更届に記録されている建築主印の印影、完了検査申請書に記録されている申請者印の印影については、必ずしもこれら書類には実印等の認証機能を有する印を押印することが予定されていないため、本号該当性は認められず、前述の(4)条例第7条第2項第2号において判断した。

#### (7) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、別表に示した部分を条例第7条第2項第2号、第3号ア、第4号又は第6号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

別表 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が条例第7条第2項第2号、第3号ア、第4号又は第6号に該当し、開示しないことができると判断した部分

構成本書名	非開示条項及び非開示情報			
	2号	3号ア	4号	6号
建築基準法違反措置依頼書	建築主の職業、 関係者氏名			「依頼するに当たっての建築事務所の所見」欄  「措置依頼に対する監察課への助言等」欄  「陳情の具体的内容」欄  「陳情に対する監察課への助言」欄
建築物等検査関係指導調書	建築主の職業、			
検査・指導経過書				全体
1～3階平面図		各階平面		
断面図		断面		
建築相談票	相談者の住所、氏名及び電話番号			「相談内容」欄（「調査結果」欄に記入された相談内容を含む。）
工事監理者より提出された変更届			工事監理者印及び設計者印の印影	
完了検査申請書			工事監理者印の印影	
第2回目の陳情	開示請求者の氏名及び電話番号	添付資料の法人名、法人名を含む案内図、役員名、住所、電話番号及びファックス番号		
第2回の開示請求書	開示請求者の住所、氏名及び電話番号			

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年9月2日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年9月19日 (第20回第一部会) 平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・諮問の報告
平成15年10月17日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年6月18日 (第38回第二部会)	・審議
平成16年7月23日 (第40回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成16年7月30日 (第41回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年8月20日 (第42回第二部会)	・審議
平成16年8月27日 (第43回第二部会)	・審議
平成16年9月10日 (第44回第二部会)	・審議
平成16年10月8日 (第46回第二部会)	・審議
平成16年10月22日 (第47回第二部会)	・審議
平成16年10月29日 (第48回第二部会)	・審議
平成16年11月19日 (第49回第二部会)	・審議
平成16年11月26日 (第50回第二部会)	・審議
平成16年12月3日 (第51回第二部会)	・審議